

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成二十一年八月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

審査分会長		審査分会長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
広島県広島市東区光が丘七番二三号	椎木 夕力	広島県広島市安佐南区長東六丁目九番二六一三〇五号	佐々木 浩二